

事業事前評価表

国際協力機構 東・中央アジア部 東アジア課

1. 基本情報

- (1) 国名：モンゴル国（モンゴル）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023年5月1日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成の現状・課題及び本事業の位置付け

モンゴルにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの開発課題においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官等の育成が期待されている。

1) 健全なマクロ経済の運営とガバナンス強化

モンゴル政府は、2020年から2050年までの長期開発政策である「ビジョン2050」において、同ビジョンの推進に向けた課題の一つとして、適切な歳入、歳出管理を含めたマクロ経済運営の強化を挙げている。豊富な鉱物資源に対する投資や収入を適正に管理し、健全な活力ある経済成長の推進につなげるためには、公共財政管理に携わる人材の育成が急務であり、本事業はこれらの課題解決のための手段として位置付けられる。

2) 環境と調和した均衡ある経済成長の実現

モンゴルは収入や貿易の多くを鉱業に過度に依存する産業構造となっており、モンゴル政府は、上述のビジョン2050において、持続可能な経済開発のためのインフラ整備及び産業の多角化を進めることを掲げている。さらなる経済成長には、鉱業に依存しない産業政策の策定や環境に配慮した安全かつ持続可能な都市開発計画の策定を担う行政官等の人材育成が重要であり、本事業はこれらの課題解決のための手段として位置付けられる。

- (2) 中核人材育成に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

対モンゴル国別開発協力方針(2017年12月)では、「健全なマクロ経済の実現に向けたガバナンス強化」、「環境と調和した均衡ある経済成長の実現」、「包摂的な社会の実現」を重点分野として定めている。本事業は、同方針の二分野をモンゴルにおける人材育成の重点分野と定め、中でも各分野にて特に人材育成が求められている以下の開発課題の解決に資する人材育成を図るものであり、我が国及びJICAの協力方針との整合性が認められる。

- ・ 重点分野「健全なマクロ経済の運営とガバナンス強化」において人材育成が求められている開発課題：「公共財政管理の向上(公共財政管理/公共政策)」、「活力ある市場経済の推進(金融政策・資本市場政策/ビジネス・経済関連法整備)」

- ・ 重点分野「環境と調和した均衡ある経済成長の実現」において人材育成が求められている開発課題：「産業多角化の推進と地域開発戦略の強化」、「成長を支える質の高いインフラ

の整備」、「環境に優しい安全な都市の開発」

本事業で育成された行政官が長期にわたりモンゴルの行政機関において活躍し、上記の開発課題に対するモンゴル政府の政策策定能力が向上することにより、特に、SDGs ゴール8「働きがいも経済成長も」、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」への貢献が期待される。

(3) 他の援助機関の対応

同国では類似事業としてオーストラリア、ドイツ、中国、韓国による行政官向けの奨学金事業がある。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

モンゴル政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位(修士・博士)を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

②事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 16 名（修士課程 15 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、モンゴルにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 16 名（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。）

(2) 総事業費

266 百万円(概算協力額(日本側):266 百万円)

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2023 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

(4) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、モンゴルにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、モンゴル政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行ふ。

運営委員会の構成：教育・科学省（本事業の実施機関）、大蔵省、公務員委員会、内閣官房、在モンゴル日本国大使館、JICA モンゴル事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米と

は異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムへの積極的な受講を奨励されている。

2)他援助機関等の援助活動

特になし。

(6) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】」「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容／分類理由＞留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値 (2023 年実績値)	目標値(2029 年) (事業完了 1 年後)
留学する学生数(名)	修士	0	15
	博士	0	1
留学生の学位取得率 (%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4 期分の計画全体における目標値とする。また、下記 5.に記載する外部条件が得られることにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015 年、2019 年に実施した基礎研究にて JDS 各国の学位取得率を確認し、最も低い国が 95%程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で 95%を設定する。博士の学位取得率は、2020 年度、2021 年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で 65%を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICA で定期的（4 年に 1 回目途）に実施する本事業に関する基礎研究において確認する。

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

モンゴルにおける過去の人材育成奨学計画においては、留学生が本国に帰国後復職ができない、元の役職よりも低い役職を提示される等の事例が発生した。この点を受け、従来の留学生本人と所属機関の二者間契約に加え、2016年から運営委員会を加えた三者間契約を導入し、三者間で留学後の復職を誓約することで復職を促進することとした。また、2019年の国家公務員法改正により、公務員は留学後に所属機関へ復職することが義務付けられたことにより、本事業の成果が、より発現できる環境が整うことが期待される。

7. 評価結果

本事業は当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、若手行政官等の育成を通じて、モンゴル政府のガバナンス強化及び環境と調和した経済成長の実現にかかる課題解決能力の向上に資するものである。また、育成された人材が長期的に各開発課題に対する政策策定を担うことで、SDGs ゴール8「働きがいも経済成長も」、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」への貢献が期待されることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に一度調査を行い、取りまとめる。

以上